東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に 係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16 に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令

## 制度の概要

- 災害廃棄物(一般廃棄物)を安定型産業廃棄物最終処分場において 埋立処分する場合、通常は、一般廃棄物処理施設の設置についての都 道府県知事の許可が必要。
- 今般の震災により大量に発生したコンクリートくず等の災害廃棄物を、より迅速かつ円滑に処理すべく、上記の手続を簡素化し、届出で足りることとする。

## 埋立て対象一般廃棄物

以下のいずれにも該当する一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。)

- 1. 東日本大震災により生じた一般廃棄物であって、特定被災地方公共 団体である市町村の区域内において生じたもの
- 2. 次のいずれかに該当する一般廃棄物
  - ・廃プラスチック類
  - ・ゴムくず
  - 金属くず
  - ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。)
  - ・コンクリートの破片その他これに類する不要物
- 3. 有害物質等が混入し、又は付着しないように分別された一般廃棄物であって、当該分別後の保管、運搬又は処分の際にこれらの物質が混入し、又は付着したことがないもの

## 公布•施行日

平成23年 5月 9日

## 措置の有効期間

平成26年 3月31日